

宮崎市久峰総合公園及び宮崎市佐土原武道館の使用料金等の改定について

令和6年4月1日より、久峰総合公園及び佐土原武道館の使用料金等が改定されます。

主な改定内容は以下の通りです。

- ・各施設の使用料が改定されます。（陸上競技場については激変緩和措置の対象となっており、令和8年4月に再度改定が行われます）
- ・佐土原武道館を除く施設の開場時間が改定されます。
- ・使用料の区分が「一般」「高校生」「中学生以下」の3区分となります。（一部施設を除く）
- ・野球場本部棟の更衣室、シャワー、冷暖房使用料は無料となります。
- ・パターゴルフ・ミニパークゴルフ場の使用料に変更はありません。

改定の詳細は以下の表をご覧ください。

新料金については、令和6年4月1日以降の使用分について適用されますが、令和6年4月1日以降の使用であっても、令和6年3月31日までに予約が確定したものについては旧料金（現行料金）が適用されます。

宮崎市久峰総合公園 新使用時間表

施設名	開場時間
野球場	午前9時から午後9時まで
陸上競技場	午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から9月30日までの期間は、午前9時から午後7時までとする。
テニスコート	午前9時から午後10時まで
弓道場	午前9時から午後10時まで
四半的弓道場	午前9時から午後5時まで
パターゴルフ・ミニパークゴルフ場	午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から9月30日までの期間は、午前9時から午後7時までとする。

宮崎市久峰総合公園 新使用料金表

備考（佐土原武道館を含む各施設共通）						
1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。						
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。						
野球場	区分				金額	
	グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下の者	1時間につき	420円
				高校生	1時間につき	630円
				一般	1時間につき	1,260円
			入場料を徴収する場合	中学生以下の者	1時間につき	840円
				高校生	1時間につき	1,260円
				一般	1時間につき	2,520円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき	6,300円	
		入場料を徴収する場合		1時間につき	12,600円	
	照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合			1時間につき	4,400円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1時間につき	22,000円		
本部室（放送設備を含む。）				1時間につき	630円	
スコアボード				1試合につき	730円	

陸上競技場	区分			金額(1時間につき)	
				令和6年4月～	令和8年4月～
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下の者	210円	420円	
		高校生	310円	630円	
		一般	620円	1,260円	
	入場料を徴収する場合	中学生以下の者	420円	840円	
		高校生	620円	1,260円	
		一般	1,240円	2,520円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		3,100円	6,300円	
	入場料を徴収する場合		6,200円	12,600円	
テニスコート	区分			金額	
	中学生以下の者	1面につき		1時間につき	240円
	高校生	1面につき		1時間につき	350円
	一般	1面につき		1時間につき	700円
	照明設備	1面につき		1時間につき	510円
弓道場	区分			金額	
	団体	中学生以下の者		1回につき	2,090円
		高校生		1回につき	3,140円
		一般		1回につき	6,270円
	個人	中学生以下の者		1人1回につき	50円
		高校生		1人1回につき	80円
		一般		1人1回につき	150円
備考 団体が使用する場合において、使用時間が4時間を超えないときの使用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額（10円未満は、10円とみなす。）とする。					
四半的弓道場	区分			金額	
	団体	中学生以下の者		1回につき	1,050円
		高校生		1回につき	1,570円
		一般		1回につき	3,140円
	個人	中学生以下の者		1人1回につき	50円
		高校生		1人1回につき	80円
		一般		1人1回につき	150円
備考 団体が使用する場合において、使用時間が4時間を超えないときの使用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額（10円未満は、10円とみなす。）とする。					

宮崎市佐土原武道館 新使用料金表

区分			使用料（1時間につき）
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	中学生以下の者	120円
		高校生	180円
		一般	360円
	入場料等を徴収する場合	中学生以下の者	240円
		高校生	360円
		一般	720円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合		1,800円
	入場料等を徴収する場合		3,600円
備考 「入場料等」とは、入場料、会費、入場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。			